

特集 《海外で活躍する知財プロフェッショナル》

インドネシアの
知財プロフェッショナルとして

会員 山本 芳栄*



要 約

筆者は特許庁勤務時代にインドネシアへの技術協力のために派遣されたことをきっかけにインドネシアで開業した。本稿ではインドネシアの国情を紹介した後、インドネシアにおける知財事情を概観する。特許出願は年間 5000 件近く、そのほとんどが外国出願でファミリー国の審査結果に頼って審査している。意匠出願は約 5000 件/年、商標出願は約 5 万件/年で、国内出願が多い。審判制度は拒絶査定不服審判しかなく、裁判所が無効審判の役割を果たしている。エンフォースメントは刑事的手段を採用するのが一般的である。知財人材としての弁理士は 3 年前に 2 度目の資格試験が行われたばかりで、人数は増えたが弁理士の仕事についてよく理解できている人は少ない印象。弁理士業を支えるスタッフへの教育で、カルチャーの壁を越えて信頼性を向上させるためのいくつかの工夫を紹介。

目 次

1. はじめに
2. インドネシア概観
3. インドネシアにおける知財事情
4. インドネシアの知財人材
5. おわりに

1. はじめに

私とインドネシアの本格的な付き合いは特許庁在職中にインドネシア知的財産総局にアドバイザーとして派遣されたのをきっかけで始まった。在任中多くのユーザーの方々から、インドネシアの制度はわかりにくいとの声を聞き、日本人が間に入れば事業として成り立つのではないかと考えた。その後特許庁を退職しインドネシアで日系では初めての知的財産コンサルタント会社ハキンダ・インターナショナルを設立。2009 年はおかげ様で創立 10 周年を迎えることができた。

インドネシアは、世界の経済成長を牽引する BRICs に次いで、成長するであろうと期待されている国のひとつである。豊富な天然資源に恵まれ、2 億人の人口を擁するこの国は製造拠点となり得るだけでなく、巨大なマーケットでもある。巷には自動車、電化製品から生理用品まで日本ブランドが溢れかえっている。この 10 年の間、インドネシアは通貨危機や政変、テロ、災害といくつもの困難を乗り越えてきたが、人々の生

活は着実に向上してきている。

この度恵まれて、パテント誌に再度インドネシアの知的財産事情を投稿させていただくことになった。前回は確かまだ特許庁在職中であつたので、10 年以上のブランクがあいていることになる。この間インドネシアにも私にも多くの変化があつた。本稿が読者諸氏のインドネシアとその知財事情への理解の一助となるように願いつつ、稿を進めることにしたい。

2. インドネシア概観

(1) 国土、自然環境

インドネシアは赤道のすぐ南側を東西 5000 キロに延びる群島国家である。近年地震や津波等多くの自然災害に見舞われているが、オーストラリアのプレートと中国大陸のプレートが丁度ぶつかり合う所に位置しており、元々火山の多い国である。東西 5000 キロという国の大きさは、アメリカ大陸の東西の幅とほぼ同じ大きさであることを意味する。国の面積は日本の約 5 倍である。最も人口の多いジャワ島を中心に、その西側に 2009 年の西スマトラ地震や 2004 年末のスマトラ沖地震で大きな被害を受けたスマトラ島、ジャワ島の北側のカリマンタン島、その東側のスラウエシ島、

* Hakindah International

一番東の果てのパプア島が主な島々である。

国の人口は約2億人で、中国、インド、アメリカに次ぐ4番目の大国である。その2億人のうち1億2千万人以上がジャワ島に住んでいる。さらにジャワ島西部に位置する首都ジャカルタには人口が激しく集中している。政府推計ではジャカルタの人口は約1000万人とされているが、実感としてはその3倍ぐらいいるような気がするほど、人、人、人でごった返している。



(インドネシア地図) (Wikipedia より)

気候は温暖で、気温は年間通して30度前後である。10月から3月頃までが雨季とされているが、日本の梅雨のようにジトジトと湿り続けることはなく、ザーッと一気に降ったかと思うとすぐにカラッと晴れているという、まるでこの国の人達のキャラクターを反映しているような気候である。最近は異常気象の影響か、このようなスコールが訪れる時期もずれる傾向にある。

インドネシアは、石油、天然ガス、スズ、その他の鉱物に恵まれた資源国家である。また、ヤシ油やゴム等の農作物加工品の輸出国でもある。日本はインドネシアにとって1番の輸出先ある。

(2) インドネシア国民

インドネシアは元々17世紀にオランダ東インド会社が植民地化したインド洋上の島々が、第2次世界大戦終戦を期に独立したことによって建国された。1945年8月17日のことである。日本では8月には戦争の悲惨さを噛みしめ、犠牲になった方々のために祈りを捧げるしめやかで重厚な雰囲気が漂うが、インドネシアはそれとは全く対照的に舞えや歌えのお祭りムードで独立を祝う。

元々異なる部族、異なる言語、異なる風俗・習慣を持っていた人達がひとつの国民としてまとまった国で

あるから、地方を訪れるとそれぞれの地域ごとにその部族のカラーがあっただいへん面白いし、全国各地から人々が集まってくる首都ジャカルタでも、部族ごとのキャラクターの違いを感じ取ることができる。

インドネシア国内最大の民族であり、政治的に最もパワーがあるとされているのはジャワ人である。ジャワという名の通り、彼らは先祖代々ジャワ島を支配し続けてきた。インドネシア建国の父と称され、未だに国民的英雄として崇められている初代大統領のスカルノも、インドネシア開発の父と呼ばれ、30年に渡って政権を握った2代目の大統領であったスハルトもジャワ人であった。古代ジャワ王朝の末裔である彼らは、一般に礼儀を重んじ、物腰はたいへん柔らかである。目上の者を敬うことは彼らにとって何よりの優先課題である。そのようにして培われた従順さは、ジャワ人が政治的に成功したことの鍵のひとつであると分析する人もいる。構成員がリーダーの指示に素直に従うことで、団体として大きな力を示す。どことなく高度成長期の日本を思い出させるような、農耕民族的キャラクターがジャワ人には見られる。



(ジャワ人の結婚式) 筆者撮影

これとは対照的に、スマトラ島の人々は狩猟民族的である。彼らの物言いは、ストレートで論理的である。中でもスマトラ北部出身のバタック族は豪胆さで知られている。(彼らの先祖は首狩族であつたらしい。) 弁が立つ彼らは法曹界に進む者が多く、弁護士や裁判官にはバタック人が多い。ジャカルタで成功するまでは決して故郷の土は踏むまいと、熱心にキャリアを積む。そんなバタック人を私は何人も知っている。その一方でジャカルタ市内を縦横に、時には信号や停留所も無

視しながら公道を我が物顔に駆け巡るバスの運転手も、その多くがバタック人であると聞く。



(バタック人) (筆者撮影)

インドネシア国民の90%がイスラム教徒である。そもそも国の人口が多いため、インドネシアは世界最大のイスラム国家でもあるのだ。町中至る所に礼拝のためのモスクがあるのに、それでもまだ足りないのかよくモスク建設のための寄付集めをしている。インドネシアのイスラム教徒はソフトモスリムと自称する人もいるように、中東のイスラム教徒に比べてかなり柔軟に戒律を運用している。髪を隠さずミニスカートで闊歩している女性は多く見かけられるし、一般市民向けに酒類も公に売られている。そうは言いながらも、日本と決して同じではないので、調子に乗って羽目を外していると、使用人達の噂話のネタにされてしまうので、やはり行動には気をつける必要がある。

人口的には少数派でありながら、経済面で極めて重要な役割を担っているのが中国系インドネシア人である。リーマンショック以来、世界中が大不況にあえぐと言われながら、ジャカルタ市内では常にクレーンがそそり立ち、新しいショッピングモールやオフィスコンプレックスが建設され続けるのも、彼らの活発な経済活動によるのであろう。知財の分野でも、中国系インドネシア人の存在は大きい。インドネシアでは他人の商標を無断で登録するケースが後を絶たないが、このような冒用出願をする者、またインドネシアに中国から流入する模倣品の輸入チャンネルとなる者、これらは大抵中国系インドネシア人である。

ところで、「信用」というものは、社会生活において極めて重要であることは言うまでもないが、一体読者諸氏はどれくらいの決意をもって信用を守ろうとされておられるであろうか。我々日本人の間では、何か約束事があれば、それが仮に友人とどこかで待ち合わせて一緒に買い物をするというようなものであっても、お互い決めた場所に時間通りに100%現れるのが当然であり、皆その前提に立って行動する。そのような市民の小さな日常の行いが積み重なって、その国の国民の信用度というのが決まってくるのだ。卑近な例を挙げれば、我々日本人が海外旅行をする際に、ほとんどの国にビザなしで入国することができるのも、日本という国に信用があるからである。ところが、海外で生活していると日本人のような100%のコミットメントで約束を守ろうとする人はそんなに多くないのだということに気がついてくる。

インドネシアの場合、実感として約束履行の確実性は30%ぐらいであろう。つまり、友人といついつどこで待ち合わせるとしたとき、30%の確率でしか相手が時間通りに現れないだろうと想定するし、自分自身も30%の覚悟でしかその時間に間に合うよう努力しないのである。そして誰かが遅れてきても決して咎める人はいないし、いやな顔をする人もいないし、遅れた本人も決して悪びれない。何故なら最初から皆30%程度の確率でしか時間通りに来るとは期待していないのだから…。

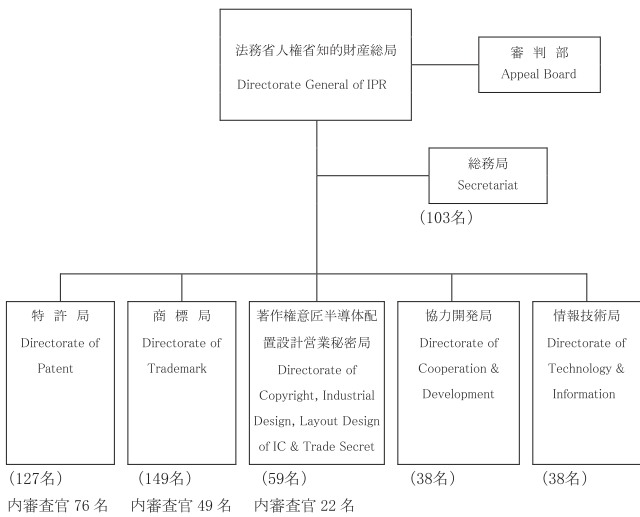
これは日常生活で得た実感であるが、どうも政府が取り決める法律や規則等もどうやらこれぐらいの感覚で制定されたり、運用されたりしているような感じがする。

3. インドネシアにおける知財事情

(1) 出願から登録まで

[知的財産総局]

インドネシアの特許庁に相当する役所は法務人権省知的財産総局である。知的財産総局では特許等の登録業務の他、知的財産に関する法律の立案や権利行使における警察や裁判所に対する技術的支援等を行っている。インドネシアにおいて知的財産制度の整備が本格化し始めたのは1980年代末のことである。自由貿易の旗頭の下、TRIPS協定に従うべく特許法、意匠法、商標法、著作権法等が整えられた。



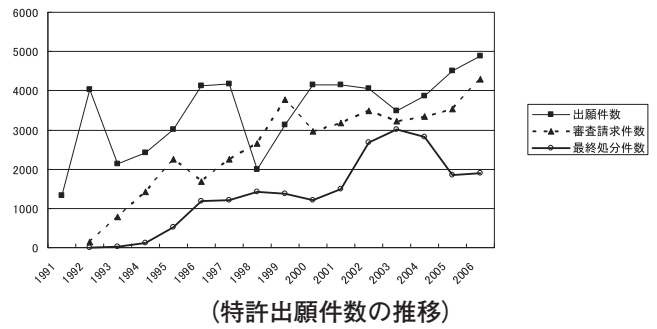
知的財産総局組織図 (職員数は 2007 年末時点のもの)



(知的財産総局) 筆者撮影

【特許】

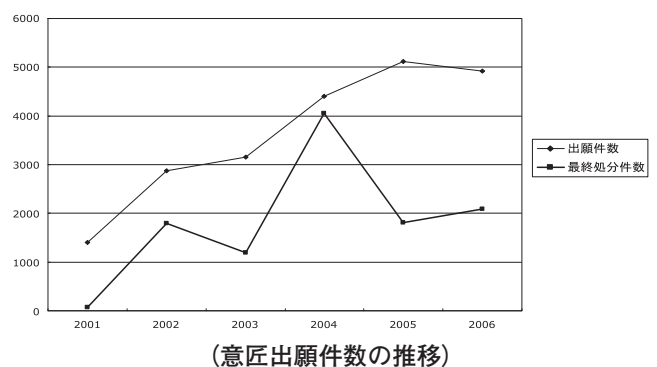
インドネシアに対する特許出願は年間約 4000 から 5000 件出願されているが、その約 90% が外国からの出願である。特許出願の審査は他の東南アジア諸国と同様に、日本その他の先進国における審査結果を参考にしながら行われることが多い。他国の審査結果を提出することは、マレーシアのように制度化されていないものの、インドネシアにおいても審査促進に欠かすことのできない要件となっていると言えるであろう。最近では PCT 出願が増え、審査の早期化に貢献しているように見受けられる。



【意匠】

特許と異なり、意匠、商標の分野では国内出願が多い。

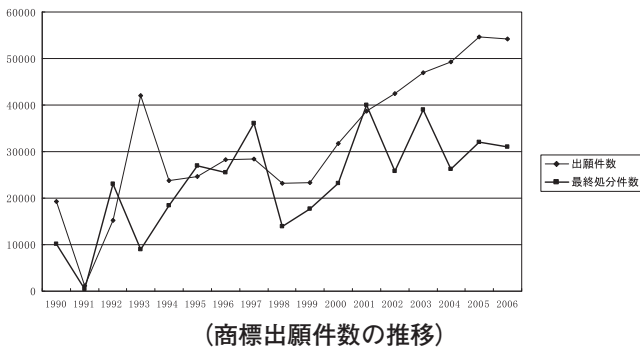
意匠出願は年間約 5000 件出願されており、その内約 85% が国内出願人によるものである。国内出願が多いことから、優先権主張を伴う出願が少なく、したがって他国の審査結果を参考にすることができないのが意匠審査における最大のチャレンジである。意匠法の規定によれば、意匠出願は原則無審査であって公開情報に基づいて異議申立がされた出願のみ実体審査にかけられることになっている。ところが、公開制度がうまく機能していないため、不登録事由のある意匠が多数登録される結果となり、多方面から不満の声が寄せられた。それに応じて 2005 年頃から異議申立の有無に関わらず、全出願が実体審査に供されている。この影響で出願から登録に至るまでの時間は長期化する傾向にある。2009 年 11 月の時点で 3 年程度要している。



【商標】

商標出願は年間約 5 万件出願されており、その約 70% が国内からの出願である。意匠と同様インドネシアで独自に審査を行っているが、二重登録や冒用出願の登録が後を絶たず、審査の質の向上は慢性的に課題となっている。審査の質がなかなか向上しない理由のひとつには審査用資料の電子化が進んでおらず、マ

ニユアルでサーチしなければならないことが考えられる。



[審判]

審判は特許と商標の拒絶査定不服に対してのみ請求することが可能となっている。もし商標の登録に異議を申し立てる場合には、商務裁判所に訴えるという方法がある。実際商務裁判所の判決統計を取ってみると、知的財産関連訴訟のほとんどが商標登録の取消を訴えたものであることがわかった。すなわち、商務裁判所が実質的に無効審判の役目を果たしているのである。

インドネシアでは現地代理店が本社に無断で商標出願したり、どこか外国で見た商標をあたかも自分の商標であるかのように出願したりする輩が後を絶たない。商務裁判所を賑わせているのはこのような不誠実な出願が多く登録されている結果である。



(最高裁判所) (筆者撮影)

(2) 権利行使

インドネシアにおける知的財産の権利行使とは、通常刑事的手段を意味する。損害賠償請求も法律上可能となっているが、コストがかかる割に成功した例が

極めて少なく、一般的な救済手段として利用されていない。裁判所による差止めや、税関における差止めも法律上は可能となっているが、実施細則ができていないため、実行されていない。

民事裁判がなかなか定着しない理由は、宗教の影響のような気がしている。世界最大のイスラム国家であるインドネシアでは、他人の過ちを寛大に許すことが人間の徳を高めると考えられている。特に富める者は、貧しき者の過ちを大目に見ることが期待される。この図式を知的財産問題に当てはめれば、権利者であるところの外国企業（富者の代表）が、侵害者（貧者の代表）の過ちを放免せず、損害賠償まで請求するということだ。これがインドネシア人の精神風土には受け入れられにくいのではないかと見受けられる。

これに対して刑事的権利行使はインドネシア社会によく受け入れられている。お上が与えた特権をないがしろにする者に刑罰を与えるというスタイルは、トップダウン的に意思決定されることが多いインドネシア社会によく馴染んでいる。

また権利者側もまず侵害行為そのものを停止させ、侵害品を廃棄させ、謝罪広告させるところまでを確実にすることを目指すことが多く、損害賠償までは目標に入れないことが多い。警察権力はその目標を達成するための手段として活用されている。

4. インドネシアの知財人材

(1) 弁理士、弁護士

弁理士はインドネシアでは「知的財産コンサルタント」とよばれている。1991年に最初の試験が行われ、43名が合格。その内実際に実務に携わってきたのは、約半数程度と思われる。それ以降長い間試験が実施されることはなく、後進に資格が与えられたのは2006年のことであった。2009年11月時点で登録されている知的財産コンサルタントの数は256名である。2010年にはまたあらたにコンサルタントが登録される予定であると聞いている。

知的財産コンサルタントになるためには、知的財産総局が実施する研修に参加し、効果確認テストに合格する必要がある。2006年の試験では、ほぼ全受講者が合格したようである。研修に参加するための条件は、学士号を持っていることと、英語力が一定の基準を満たしていること、そして一般のインドネシア人にはかなり高額な受講料（約30万円）を支払うことである。

知的財産コンサルタントであってなおかつ弁護士資格を持つ人も少なくないが、二つの資格は独立しており、どちらかの資格を取っていただければどちらかが自動的に得られるということはない。

弁護士になるためには、法学士の学位を持ち、2年間の実務経験があり、弁護士会が行う研修を修了し、最終試験に合格することが条件とされる。弁護士会は公認されたものだけでも複数存在し、そのいずれかが行う研修を受講すればよい。日本の司法試験と異なり、この試験は弁護士になるためだけの試験である。弁護士の全体数は正確に把握されていないが、最大の弁護士会だけでも会員数は約18000人である(2007年現在)。

いずれの資格も日本におけるような難関ではなく、学士号を取得するという自体も含めて経済的に恵まれる者が受ける資格というイメージが強い。弁理士に期待されている仕事は何か、本当に理解している人は当の弁理士も含めてまだまだ少ない印象である。

(2) 知財スタッフ

先日中国で活躍されているある日本弁理士さんが、いみじくも知財事務所の仕事を「労働集約産業」と表現された。私も全く同じことを実感している。知財事務所は決して知識集約産業ではない。何故なら、一人一人の仕事の質がすなわち商品なのであるから。単品生産の工場であるとも言えるのだ。

インドネシアで弁理士業を営むには、決して己の専門知識に頼っているだけで仕事にならない。経営者、管理者としての感覚を磨き、スタッフを上手にコントロールすることがお客様からの信頼を勝ち得るのに不可欠であると実感している。社長ひとりがいくら優秀であっても駄目なのだ。もっともこれは弁理士業に限らず何の事業をするにも言えることなのだろうが。

弊社ではスタッフの管理とモチベーション向上に手を変え、品を変え、工夫を重ねてきたので、最後にその一部を紹介したい。知財事務所のクオリティは彼らに依存するところが大きいにも関わらず、彼らは先に述べた確実性30%の世界に生まれ育ち、現にそこで生活しているのである。そのような人に100%の仕事をしてもらうためにはどうしたらいいのか？

まず100%の世界が存在するのだということ、そして自分達には100%が期待されているのだということ、そして努力次第で100%が達成可能であるという

ことを日々いろいろな形で刷り込んで行くのだ。

まず罰金制度。遅刻から始まって、「知りません」「わかりません」等のネガティブ発言まで、望ましくない行いをした者には罰金を科している。精神論や倫理観に頼った指導では、注意されたその時しか反省しない。根っこの価値観が違うのだから、喉元過ぎれば熱さ忘れるで、しばらくするとまた同じ過ちを繰り返すのである。彼らが本当に行いを改めるように期待するならば、彼らの一番の関心事、すなわちお金に訴えることが最も効果的である。もちろん、社長の私も例外ではない。例え渋滞に引っかかろうが、途中で事故があろうが、遅れたら皆罰金である。

罰金ばかりだと暗くなってしまうので、お互いのいい所、Good Jobを誉めあうように、サンクスカードを書くように奨励している。ただし、これも放っておくと(特に男性は)書かなくなるので、毎月一定の枚数以上書かなければ罰金が科せられる。

そして極めつけは毎日の朝礼である。毎朝始業と同時に全員集まって、心すべき5箇条を唱和している。先に述べたように、スタッフは皆確実性30%の世界に生まれ育ち、その世界で毎日生活している。しかし仕事をするときには、それを100%に切り換えてもらわなければならない。5箇条の唱和はスイッチの切替に十分な効果を示している。元気一杯唱和している様子は弊社ホームページから見られるので、興味のある方は一度ご覧になっていただきたい。

ハキンダ・インターナショナル5箇条 (これをインドネシア語で唱和しています)

1. 私たちは、お客様を最優先します。何をしても常にお客様の視点に立って考えます。
2. 私たちは、信頼の意味を理解します。私たちの言うこととすることは常に責任感に裏づけられています。
3. 私たちは、自立、独立した人間です。単に命じられたことをそのまま行なうのではなく、その仕事の目的を理解し、次のステップや周りへの影響について常に考えます。
4. 私たちは、失敗から学びます。ネガティブな情報は、成長への足がかりです。
5. 私たちは、互いの成長を喜びます。後輩の成長は自分の成長です。



(朝礼風景) 筆者撮影

いろいろ努力はしているが、このようなことをしなくても最初から100%の信頼性を挙げる人も存在するので、結局はその人個人の育った環境や常日頃の心がけ次第ということなのかも知れない。当然そのような人は毎月の査定でもよい成績を収める。ただ、何が正しくて、何が正しくないのか。何が顧客を喜ばせることに繋がり、何がそうでないのか。こういうことをはっきりさせておくことは必要だと感じる。そうでないと、人間は常に楽な方に流れる。自分の楽は顧客にとっては楽ではないということ、顧客が楽でなければ結局巡り巡って自分も楽でなくなるということは、毎日でも繰り返して伝えて行きたい。

昨今日本の特許事務所でもスタッフのリストラがあるというような話をよく耳にするが、スタッフのモチベーションアップに弊社の例が参考になれば幸いである。

5. おわりに

インドネシアでは何ごとも遅々として「進んでいく」という表現をした人がいるが、知的財産に関する理解

や制度の整備もそんな感じで進んできた。遅々としていくように見えて10年積分してみると相当多くの変化があったと思う。知的財産制度の開始当初は法曹界でも特許と商標の区別が付かない人が少なくなかったが、2009年11月に法律改正の公聴会に参加したときは、弁理士、弁護士に民間企業も交えて活発な質疑応答が交わされ、まさに隔世の感を覚えた。また、日本企業や日本政府の知的財産問題に対する活動もより活発化し、官民一体となってこの問題に取り組む体制ができ上がってきたことも、時代の変化を感じさせる。

インドネシアがポスト BRICS として成長を続けていくに当たって、知的財産保護の改善がより重要視されていくことは間違いない。そのために一番重要なのは人材開発であろう。先に確実性30%の世界を100%の世界に引き上げるという話をさせていただいたが、日本人の求めるクオリティは世界で最も高いと感じる。日本人を満足させられれば世界中どこに行っても通用する。常々私はそう言い続けている。厳しい基準だが、決して雁字搦めの窮屈な世界に押し込もうとしているのではない。インドネシアの美徳である寛容と慈愛の精神の延長線で、他人の立場になって考える優しさと責任感のある社会を作っていけたらいいのではないか。そのために重要なのはコミュニケーションであると感じている。お互いの相違点、共通点を学びながら、互いの理解を深めていくこと。これを繰り返しながらお互いに成長していく。このことに尽きるのではないだろうか。「自分はこうなんだから、これでいいんです。」それではすまないことを、インドネシア人も日本人も学んでいくべきなのだ。

決してあきらめずへこたれず、遅々として進んで行きたい。

(原稿受領 2009. 11. 26)